

## 生駒市訓令甲第4号

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年9月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

### 生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令

生駒市事務専決規程（平成24年3月生駒市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第4号中「別表の1の表及び別表の3の表から5の表まで」を「別表」に改める。

第26条中第3号から第5号までを削り、同条の次に次の1条を加える。

（防災安全課課長の専決事項）

第26条の2 防災安全課課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 市政に関する相談のうち軽易なものの処理に関する事。
- (2) 交通安全指導について関係機関への連絡に関する事。
- (3) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による自動車の随時運行の許可に関する事。
- (4) 防災安全課生活安全係の所掌に係る別表に掲げる課長の専決区分に属する事務に関する事。

別表の1の表第1号中「次長の所管に属さない専門官」を「次長及び課長の所管に属さない専門官」に改め、「指導主事」の次に「、課長の所管に属する専門官」を加え、同表第3号中「次長の所管に属さない専門官」を「次長及び課長の所管に属さない専門官」に改め、同号課長の欄中「所属職員」の次に「、課長の所管に属する専門官」を加える。

### 附 則

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。